

2017年3月6日

富山市議会議員 笹木豊一 様

富山市議会 日本共産党議員団

政務活動費の「架空請求」を認めた 笹木豊一市議会議員の辞職を求める 申入れ書

富山市議会は昨年8月以降、政務活動費の不正事件で12人が相次いで辞職し、11月の補欠選挙にいたりました。そして、全国ニュースになったことは、多くの富山市民に失望を与え、市民の怒り、議会不信は頂点に達しました。

自民党会派の調査終了宣言以降の、補欠選挙直後にも、1人が不正を認め辞職。そして、元議長である笹木豊一市議会議員が2月13日、白紙領収書による「架空請求」約12万4,400円の不正を認められました。

昨年9月以降、政務活動費の不正を二度と起こさない「運用指針」の見直し作業をすすめてきました。その最中での「新たな不正」の発覚は、市民のなかに「まだ不正は解明されていない」との不信感を再び増大させています。

笹木議員は2月13日の記者会見で、「地元はまだ課題がある。任期を全うしたい」（2月14日付「北日本新聞」）と議員辞職を否定しています。

しかし、「架空請求」は、明らかな不正請求であり、刑法の「詐欺罪」にあたる犯罪行為であります。不正した金額の大小にかかわらず、辞職に相当することは、昨年来の辞職の事案からも明らかです。

笹木議員が言われる「(あと2ヵ月の)任期を全うする」ことが、市民に対する責任ある態度とは到底思えません。辞職されることこそ、市民に対するケジメのつけ方だと考えます。

以上のことから、日本共産党議員団は、笹木議員に、任期を全うすることなく、ただちに辞職を決断されるよう、強く申し入れます。